

細川藤孝の動向について

——足利・織田連合政権期を中心に——

谷 橋 啓 太

はじめに

日本の中世から近世への移行の問題を考える上で、室町幕府から織豊政権への移行に関する分析は欠かすことのできない問題である。その中でも、移行に直面した足利・織田連合政権期の研究は必要ではないかと考えられる。この連合政権に関する研究は、従来は政治の実権は信長が掌握しており、義昭は傀儡に過ぎないという評価がなされていた^①。しかし、久野雅司^②・山田康弘^③両氏の研究により、義昭政権は決して信長の傀儡ではなく、独自の裁許を行う機構を保持していたことが明らかにされた。しかし、それに加え、將軍の意向とは別に、信長が独自に訴訟を裁定する例も見られ、義昭政権が単独で機能していないことも指摘されている。先行研究ではこの状態を義昭と信長の「相互補完」状態と定義している^④。

また織田政権に関しても、概括的に捉えられてきた権力構造について、次第に具体的な検討が行われるようになってきている^⑤。このように、近年戦国期の室町幕府や織田政権研究の再検討が図られているが、それに伴って幕府構成員や織田家臣の個別事例の検討も行われるようになってきている^⑥。

そのような研究動向に対して、本稿では、細川藤孝に注目して検討を加えていきたいと考えている。細川藤孝は、室町幕府存続期においては、足利將軍十三代義輝・十五代義昭の側近として活動し、その後は織田信長の家臣化を遂げ、江戸時代初期まで政權と深く関わって生き抜いた人物である。その意味で、他に類をみないといってよい人物である。その藤孝の動向の分析を行うことによって、義昭政權から織田政權・豊臣政權への移行の一つの断面を浮かび上がらせることができると考えている。

細川藤孝は、一般的に「細川幽齋」の名で知られている。その研究も、幽齋としての文化人としての側面に注目して行われており、和歌や紀行文、古今伝授などの文芸面について活発な議論がなされてきた。⁷⁾しかし、彼の政治的な活動については、前述の室町幕府奉公衆に関する研究や、織田政權下の領域支配の一事例として取り上げられるのみであった。⁸⁾その他に『長岡京市史』・『宮津市史』・『舞鶴市史』といった地方自治体でも取り上げてはいるものの、いずれも地域史の中で触れられる概説的な面が強い。⁹⁾

また、藤孝の動向に関する叙述は、後世の家記、伝記といった二次史料に基づいて述べられることが多く、発給文書などの一次史料を用いた研究はみられない訳ではないが、藤孝自身の動向を中心に検討を行ったものは未だみられない。そのことから、本稿では藤孝の発給文書・受給文書・関係文書の収集を出発点とし、収集史料の分析を通じて藤孝の動向の基礎的な考察を行う。また、前述のように藤孝の活動は長期間に渡っている。そのため、時期を限定して室町幕府末期から織田政權期にかけての藤孝の動向を分析することにした。

一、織田政権以前の動向

1、織田信長の入京以前

本節では、織田信長の入京以前の藤孝の動向について検討する。考察に入る前に、まず藤孝の出生について簡単に触れておきたい。藤孝は、天文三年（一五三四）に奉公衆である三淵晴員の二男として生まれ、のちに伊豆守流細川氏晴広の養子となった。『鹿苑日録』天文十年正月十二日条によると、晴広とともに將軍義晴に謁見したという。細川氏に養子に入ったことにより、幕府内秩序において藤孝は將軍側近という立場を得たといえる。また、幼少時から義輝とともに育ったともいわれる。そうした背景もあつたためか、同十五年頃に義輝から「藤」を偏諱として与えられている。

しかし天文〱永禄年間における藤孝発給文書は乏しく、全体像を明らかにすることは難しい。だが、残存している文書をみると、將軍・大名間を取り次ぐ副状が主なものであつたことがわかる。義輝期（【表一】参照）は、伊東氏、相良氏、佐竹氏などの遠国大名に対して発給されている。【表一】から、当該期の藤孝発給文書はごく少数だが、永禄八年（一五六五）を境に発給規模が拡大していることがわかる。また、この年から幕府構成員との連署が増加しているが、これは永禄の変で義輝を喪い、義昭（当時は覚慶と名乗っていた）に従つたためである。以降は基本的に義昭の下で、彼の意を奉じて各地の大名などに上洛を求めている。

それに伴い、藤孝の文書の発給範囲は拡大している。義輝存命時の藤孝発給文書は、九州の相良氏や伊東氏に対してのみであった。しかし、義昭期になると活動がより広範囲となり、元龜四年（一五七三）までに副状の発給範囲も、大友氏や島津氏ら大名をはじめ、山城国の在地領主にまで及んでいる。副状については、養父晴広が担当だったものを継承したと考えられ、大内氏がこれに該当する¹⁰。また、伊東氏・北条氏・佐竹氏のように、大館氏・伊勢氏の没落

をきつかけに交渉窓口を引き継いだ事例もある。それ以外の寺社や在地領主については、義昭に仕えたことが挙げられる。藤孝は、副状による大名への上洛打診や軍勢動員を通じて関わりを持ったと思われる。

義輝期と比較すると、義昭の下にあつて藤孝の活動範囲はより拡大し、多くの大名と接点を持つに至ったと言える。また、その過程で織田信長とも接触している。

【史料一】^①

長々在国辛勞候、信長參洛事無^一別儀^一由喜入候、然者治定何比可^二參洛^一候哉、能々相究、信長誓紙申調帰參待入候、由断有間敷候へ共、若相延候者、一人成共先其方之様躰令^三上国^一言上肝要候也、

卯月十八日

(花押)^(義昭)

〔墨引〕

細川兵部太輔とのへ

和田伊賀守とのへ

【史料二】は、信長の上洛に向け、藤孝と同じく義昭側近である和田惟政とともに尾張へ下向して交渉していることを示している。しかし、当時信長は美濃の齊藤氏と対立していたため、実際には上洛が困難な状況であった。そこで義昭は、御内書を発給し、両者の仲裁を図った。

【史料二】^②

從^三尾州^一兵部大輔申上候、早々惟政可^二罷下^一由申候間、明日にも小者一人にて成共可^二罷下^一事頼入候、尾張守申^二付子細^一之由候へ共、我々此分申付由にて、早々先々尾州へ下国之事肝要候、急度織田參洛候様馳走此節候、如^三存知^一申上候、方々調略之子細候間、遅々候てハ如何候旨、如何様にも出勢之事急申度候、只々先々明日にも下国頼入候、かしく、

(永禄九年)
六月十一日

(義昭)
花押

〔切封墨引〕

和田伊賀守とのへ

【史料二】は、【史料一】の二ヶ月後に義昭から和田惟政へ発給されたものである。尾張で信長の上洛に向けて交渉を続けていた藤孝からの報告を受けた義昭が、和田惟政へ再度下向を命じている。ここから、藤孝は在国して信長との交渉に専念しており、交渉を通じて信長との関係を深めたと考えられる。

藤孝と信長の関わりは、一次史料上では、この前年である永禄八年の十二月五日付文書が初出である。その内容は義昭の上洛に向けて馳走を要請したものであるが、同時にそれ以前から文書のやり取りがあったことを示す文言がみられる。ただし、藤孝と信長が関わりを持つに至る経緯は不明な点が多く、結論を出すのは困難であるため、この点に関しては今後の課題としたい。

信長入京以前の藤孝発給文書は、義輝期と義昭期に大別することが出来る。文書の種類としては、副状が大半を占めている点では共通している。しかし、発給範囲については変化がみられ、義輝期の副状は九州の大名の一部のみであったが、義昭期には東国まで拡大している。藤孝の副状発給は織田信長にも及んでおり、入京以前から両者に接点があったことを示している。

2、織田信長の入京以後

次に、信長入京後の動向について検討する。永禄十一年（一五六八）に入京した義昭は、征夷大將軍に就任し、幕府政務を開始した。それに伴い、義昭は畿内周辺の諸勢力に対し、安堵状を多数発給している。藤孝署判の安堵状も

確認することが出来るが、事例は極めて少ない。そして、永禄十一年以降の藤孝は上洛以後も以前と同様に義昭―大名間の取り次ぎを行っていることがわかる。

この時期、義昭は信長から軍事力の提供を受け、信長も義昭を支援することで外交を有利に進めた。先行研究ではこの状態を「連合政権」ないし「二重政権」と定義している⁽¹⁾。また、この政権の特徴として、幕府構成員と織田家臣の連署による文書が発給されるようになる。藤孝署判の事例もわずかであるが確認出来る。

【史料三】⁽²⁾

當寺寄宿等之事、任「御下知之旨」、御免除不_レ可_レ有_二相違_一由候也、恐々謹言、

細川兵部大輔

十月九日

藤孝(花押)

明院

良政(花押)

木下藤吉郎

秀吉(花押)

芝薬師

阿弥陀寺

先行研究が指摘する連合政権期において、幕府の軍事力や洛中の検断権は義昭直属軍のみでは十分に機能しえなかつたため、信長の支援によって補完が図られていた。よって、この時期は、この文書のように、幕府構成員と織田家臣による連署奉書が畿内各地に発給されている。【史料三】は、連署奉書の中でも藤孝が署判を加えた数少ない事例である。発給文書からみても、この時期の藤孝は所領安堵などの政務には携わつてはおらず、取り次ぎが主な活動であったことがうかがえる。連署奉書に藤孝署判が少ない理由としては、この時三条西実枝から古今伝授を受けていたこと、

そして義昭以前から幕府政務を掌っていた奉行衆が中心であったことが考えられる。

また、元龜年間から次第に藤孝の活動に変化が生じ、義昭・信長間を仲介する傾向が強くなる。

【史料四】

今日巳時越前衆并浅井備前守、横山為_レ後詰、野村与申所迄執出、両所備_二人数_一、越前衆壹万五千計・浅井衆五六千も可_レ有_レ之候歟、同刻從_二此方_一切懸、両口一統_二遂_一合戦、得_二大利_一候、首之事更不_レ知_二校量_一候間、不_レ及_レ注候、野も田畠も死骸計候、誠為_二天下大慶_一不_レ過_レ之候、小谷之城雖_レ可_二攻崩_一、山景之由候間、先相抱候、畢竟落居不_レ可_レ有_レ程候、両国共_二以_一武篇之一儀、非_二物之數_一候、江北之事ハ属_二平均_一候、横山楯籠候共種々詫言申候へ共、可_二討果_一覚悟候、可_レ為_二明日之間_一候、則佐和山之儀申付、直_二可_レ致_一上洛_一候、此等之趣可_レ有_二御披露_一候、恐々謹言、

六月廿八日

細川兵部大輔

織田弾正忠

信長

今度岡崎家康出陣、此等手廻之者共、一番合戦之儀論之間、家康被_二仰付_一候、池田勝三郎・丹羽五郎左衛門相加、越前衆二懸候而、浅井衆二ハ手廻之者共二、其外相加相果候、何も以_二抽_一粉骨_一候、過_二御察_一候、以上、

これは、信長・徳川家康軍が朝倉・浅井軍を近江国浅井郡姉川で破った直後に発給された文書である。この文書から、合戦が信長の大胜であったことがうかがえる。これによると、近江国野村に陣を構えていた朝倉・浅井両氏併せて二万余りの軍勢を、信長が攻め落とし、その勢いで浅井氏の本拠である小谷城を包囲したことがわかる。また、信長は小谷城は山に囲まれてはいるが、程なく攻め落とせるだろうと自身の考えを述べている。そして、佐和山城に籠もる浅井家臣磯野員昌に対する備えをした後に上洛すると藤孝に伝え、義昭への披露を依頼している。ここから、藤孝

は義昭の側に仕え、ここでの信長のように義昭への披露を求められた場合は取次の役目を果たしていたことがわかる。【表一】にもあるように基本的には藤孝は義昭の下で活動しているが、以前と比べて信長の下での活動が増加している。これ以後藤孝と信長は関係を深めていくのだが、それには義昭・信長間の関係悪化が影響しているように思われる。

3、信長との関係

信長とともに入京した義昭は、越後国上杉氏などの大名にも上洛を求めていた。先行研究では、義昭は信長だけではなく、複数の大名に支えられることによって將軍権力の安定化を図ろうとしたとしている¹⁶。一方、信長は義昭とは異なる考えを持っており、勢力拡大や外交交渉を有利に進めるために上意の独占を図ろうとしていた。そこで永禄十二年（一五六九）一月十四日と十六日に、信長は義昭に対して殿中御掟を提示した。この殿中掟では、幕府構成員の職掌や、公家・僧侶の幕府への出仕の作法について取り決められた。その後永禄十三年正月には追加五ヶ条を提示し、御内書発給に信長の承認が必要であることを認めさせた。信長による將軍権力への介入は、権力の専制化を目指す義昭との対立を生じさせた。元龜年間以降、関係悪化が表面化する。この状況は、藤孝宛信長発給文書にも反映されている。【表二】をみると、元龜年間になると、藤孝宛文書の発給数が増加する傾向にあることがわかる。

【史料五】¹⁹

猶以、朱印遣候はんかた候者、可レ承候、只今内藤かたへの折昏遣之候、さてもく、如レ此為躰不慮之次第二候、
 今般被二聞召直一候へハ、天下再興候歟、毎時不レ可レ有二御油断一候、替趣も候者、追々可レ承候、

京都之模様其外具承候、令二満足一候、今度友閑・嶋田を以御理申半候、依レ之条々被二仰下二付て、いつも御
 請申候、然者奉公衆内不二聞分一仁躰、質物之事被レ下候様にと申候、此内二其方之名をも書付候、可レ被レ得二其

意候、此一儀不_レ相済候者、可_レ随_レ其上意、何以難_レ背候間、領掌仕候、此上者信長不屈にて、不_レ可_レ有_レ之候、此方隙開候間、不_レ凶遂_レ上洛_一、可_レ属_レ存分_一候、其方無_二之御覚悟、連々無_二等閑_一令_二入魂_一処、相見候、荒木・池田其外いづれも对_二此方_一無_二疎略_一、一味之衆へ才覚簡要_二候、恐々謹言、

二月廿六日

信長（朱印）

〔墨引〕

〔細川兵部大輔殿

信長〕

【史料五】は元龜四年（一五七三）二月二十六日に信長から藤孝に宛てられた文書である。これに先立つ同月十三日に義昭が挙兵したため、信長は史料中にみえる友閑（松井泰之）・嶋田（秀満）を使者として義昭との和平を求めた。その後²⁰に発給されたものが【史料五】である。これによると、義昭から人質交換が和平の条件として示され、これを承認したことが読み取れる。また、信長は藤孝に対して、義昭側からの人質に藤孝の名を記しており、そのこと了解を求めている。そして信長は藤孝に対し「其方無_二之御覚悟、連々無_二等閑_一令_二入魂_一処」と伝えている。ここから、信長が藤孝に信頼を寄せていたことがわかる。また、追而書にて、信長は朱印を遣わす必要があれば応じるとして、藤孝の懐柔を図ろうとしている。

この文書が発給された元龜四年は、義昭と信長の関係悪化が表面化した時期にあたる。これと関連して、【史料五】をはじめとして、藤孝宛信長文書の発給が集中している。話は前後するが、【史料五】が発給された三日前の同月二十三日付文書²¹は、藤孝の連絡を受けた信長が、今後の方針を伝えている。二十九日付文書²²は、【史料五】にある人質交換のための交渉が進展したため、近日中に上洛する旨を藤孝に伝えている。【史料四】では義昭への披露を求める文言が確認出来たが、元龜四年二月時点の一連の文書にはそうした文言がみられない。その代わりに、【史料五】にある「替趣も候者、追々可承候」のように、藤孝の能動的な意思を窺わせる文言へと変化している。また、ほぼ同時期に発給されたとみられる藤孝文書からもその様子がうかがえる。

【史料六】⁽²³⁾

「革市進之候

細兵

藤孝」

昨日御見舞畏入候、滝左返書調候ハ、進^レ之候、御内見候ハ、木村方へ、可^レ被^レ相渡^一候、将又、世上之躰、何共不見分^二次第候、信長次第同存候間、於^二当城^一、先成様可^二見届^一覚悟候、内々其御覚悟専用候、委細□及申候、不^レ具候、恐々謹言、

二月十一日

藤孝（花押）

革市進之候

【史料六】は、藤孝の与力であり山城国国人衆のひとりでもある革嶋秀存に宛てたものである。史料中の「世上之躰」とはおそらく義昭と信長の関係が悪化したことを指すのであろう。藤孝は革嶋秀存に対し、義昭と信長の関係は信長次第であるとしながらも、自分は居城の勝龍寺城で今後の情勢を見極めるつもりであると伝えている。ここから、義昭・信長への両属状態にあった藤孝が、両者の和平交渉を重く受け止めており、そのため、勝龍寺城で情勢の変化を見守っていたと思われる。

【史料六】では中立の姿勢を取っていると捉えることが出来るが、発給文書では、元龜三年段階から義昭の下での活動がみられなくなり、それと同時に信長の下での活動が増加している。その様子は、吉田兼見の日記「兼見卿記」元龜四年四月七日条からも読み取ることが出来る。

【史料七】⁽²⁴⁾

七日、丁巳、以^二和平之儀^一、自^二信長一名代織田三郎五郎・佐久間衛門尉・細川兵部大輔武家御所^一へ祇候也、各御对面云々、後刻参^二武家御所^一了、

【史料七】は朝廷の斡旋によつて義昭・信長間で和平が成立したことを表している。信長の名代として織田信広と佐

久間信盛が参加しており、さらに注目すべき点は、信長側の使者として藤孝の名が記されていることである。ここから、藤孝はこの時点で織田家臣として活動していたということになる。

以上のことから、藤孝は永禄九年以来信長と接触する機会が多く、それにより上洛以降は義昭・信長間の取り次ぎを行っていたといえる。そうした立場に立っていたため、両者の関係が藤孝の去就に大きく関わっていたと考えられる。義昭と信長の関係悪化が表面化した元亀年間には、藤孝の行動にも変化が生じ、義昭の下での活動に関する史料が減少する代わりに信長の下での滑動を示す史料が増加する傾向にある。

二、織田政権下における動向

1、織田政権下の所領支配

この節では、織田政権下における藤孝の動向について検討する。検討に入る前に、織田政権以前の藤孝の所領支配について触れておきたい。藤孝の所領支配に関する史料は、永禄五年（一五六二）の西京御料所の管理を命じられたものが初見である。しかし、その後は関連する藤孝の文書発給は途絶えている。その理由として考えられるのは、義昭と行動を共にし、京を離れて各地を転々としていたためであろう。入京後の永禄十二年、藤孝は山城国乙訓郡の勝龍寺城に入り、以後ここを拠点に活動を開始する。その後、元亀年間（一五七〇～一五七三）に入ると、所領支配に関する文書が散見されるようになる。

【史料八】⁽²⁶⁾

勝竜寺要害之儀付而、桂川より西の在々所々、門並人夫參ヶ日之間被「申付」、可レ有「普請」事簡要候、仍如レ件、

元龜式

十月十四日

信長（朱印）

細川兵部大輔殿

【史料九】²⁷⁾

大坂へ通路之者、商人二相紛、往覆之由其聞候、然者於「其地」堅可レ被「相改」候、於「不審之輩」者擲捕、可レ有「注進」候、無「油断」可レ被「申付」候状如レ件、

元龜参

七月三日

信長（朱印）

細川兵部大輔殿

【史料八】は、元龜二年のもので、勝龍寺城普請のための人夫役徴収、【史料九】もう一通は、翌三年に通行人の取り締まりを命じられたものである。これらの史料は、信長の命によるもので、この時期の藤孝は在地に對する動員権を有していなかったことがわかる。ここから、当時の藤孝は、勝龍寺城の城代としての役割が強かったといえる

また、書止文言が「仍如件」や「状如件」という判物（直状）形式であり、主従関係が構築されていた可能性がある。ただし完全に織田家臣となつたわけではなく、この時期も義昭家臣として活動し、さらには關所となつていた公家竹内氏の所領を義昭から与えられており、²⁸⁾ 実際は両属関係にあつたのである。

前章【史料五】で触れた義昭・信長間の人質交換は決裂した。そこで信長は、翌三月に京を目指して出陣した。入京した信長は、四月三日に賀茂から嵯峨にかけてを放火し、²⁹⁾ 義昭へ和平を求めた。一方の義昭は、信長の求めに応じることなく、敵対行動を取り続けた。そして同月七日、【史料七】で触れたように、朝廷の仲裁もあり義昭・信長は和平を結んだ。しかし、結局はこの和平も破談となり、義昭は二条城から同国槇島へ移り、再び信長と敵対した。これを受けた信長は、同年七月、山城国槇島城に籠もる義昭を攻撃した。

この時期の藤孝の動向の詳細は判然としないが、同年五月に、上杉謙信に対して、信長に味方するよう要請している。³⁰ここから、信長の下で活動していたことが推測出来る。そして、同月七月、藤孝は信長から所領を宛行われた。

【史料十】³¹

今度被_レ対_二信長_一被_レ抽_二忠節_一候、誠神妙之至候、仍城州之内限_二桂川西地_一之事、一識₃₂二申談候、全_レ領知_一不_レ可有_二相違_一之状如_レ件、

元龜四年

七月十日

信長（朱印）

細川兵部大輔殿

この文書により、藤孝は、山城国桂川以西の支配権を獲得したことがわかる。この地域は、現在の京都府長岡京市と向日市にまたがる一帯を指す地域であり、桂川と西国街道に接する交通・交易の要衝である。また、当地域は、史料上では「西岡」と表記されている。³³【史料十】で藤孝の所領となった地域は、【史料八】にみえる「桂川より西の在々所々」と同地域である可能性が高いが、不明な点が多いため、その比定については今後の課題としたい。

【史料八】【史料九】で触れたように、在地への人夫役徴収を信長に求めていたことから【史料十】発給以前の同地に対する藤孝の権限は確立していなかったと考えられる。しかし、【史料十】発給後は、藤孝署判による在地領主への安堵がなされている。それと同時に、書正文言にも変化が生じており、前掲の革嶋秀存宛文書では「恐々謹言」が使用されていたが、同年発給の安堵状では「仍如件」が用いられ、書状形式から判物形式へと明確に変化している。これは革嶋氏のみならず、寺社を除く在地領主に対して一様にみられる。ここから、藤孝と在地との間に主従関係が構築されたことがわかる。

支配規模についても同様で、元龜四年七月十日以前は居城の勝龍寺城周辺のみであった。しかし、それ以後は文書の発給数が増加していることから、支配範囲は拡大しているといえる。

2、署判の変化

この時期の発給文書にみえる大きな変化として挙げられるのは書判の変化である。この時期から、発給文書にみられる藤孝の苗字が「細川」から「長岡」に変化しており、注目できる事実である。藤孝は改称して以降、「細川」に復姓することなく、一貫して「長岡」を使用し続ける。

【表一】をみるとわかる通り、「細川」を最後に使用した例は、元龜四年（一五七三）一月七日付である。また、同年二月十一日付書状でも「細兵」となっているが、こちらは上書であるため後世に書き加えられたものである可能性がある。一方、「長岡」の使用は、天正元年（一五七三）八月二日付が初出となっている。いずれにせよ、元龜四年一月七日から天正元年八月の間に、藤孝は「細川」から「長岡」に改称したと考えることが出来る。また『信長公記』³³では、元龜四年七月十六日条を境に「細川」から「長岡」へと文言が変わっており、発給文書における署判の変化と時期が符合していることがわかる。

次に、改称が藤孝と信長のどちらの意思によってなされたかを検討する。そこで、藤孝と信長双方の発給文書を比較すると、藤孝発給文書における「長岡」使用の初出は、天正元年八月二日である。一方の信長発給文書では、同年十一月十二日が初出である。これはあくまで両者の発給文書のみを比較した結果によるものであるため、信長が改称を命じた可能性を否定しうるものではない。しかし、発給者の主体性が強く反映されているという点も決して軽視出来ない要素であると考えられる。それを踏まえるならば、藤孝の方が信長よりも「長岡」を使用した例が早いいため、藤孝の意思による改称であった可能性が高いといえる。

続いて、藤孝が改称した理由について検討する。前述した通り、藤孝が「細川」を使用した例は、元龜四年一月七日ないし二月十一日付文書が最後である。そこから約半年の間に起こった出来事が藤孝の改称に影響した可能性が高いと考えられる。その間に起きた藤孝をめぐる状況の変化で、苗字を変える程の影響を与えたと思われる変化として

足利義昭・信長間の対立の激化を挙げることができる。

足利義昭が一方的に和平を破棄し、信長に対して挙兵を行ったのが、元龜四年七月であり、同七月十八日に京から若江（大阪府東大阪市）に退くまで、真木島城（京都府宇治市）で抗争が続いていた。この期間は、前述の署判の變化と時期が符合しているのであり、注目に値する事実であると考えることができる。

そしてまた、藤孝の改称に大きく影響したと考えられる事実として、七月十日に信長から山城国桂川以西の一職支配権を与えられたことも挙げられる（史料十）。この一職支配権の付与が、それまで限定されていた藤孝の当地における権限を大きく拡大するものであったことは先に述べたが、信長よりその権限を与えられたことも重要な事実である。苗字を変える理由に、領域支配者がその地域の地名を名乗ることは珍しいことではなかった。現に桂川以西の地域には「長岡」（現在の京都府長岡京市長岡周辺一帯を指す）という地名があり、ここから苗字が採られたものと思われる。藤孝が「長岡」を名乗ったということは、自分を当地域の支配者として周囲に認知させる意図があったと推測することができる。

しかし、「細川」という苗字は、足利一族の苗字であり、室町時代を通して幕府内でも特別な格式を持つ苗字である。自ら養子となつて「細川」を名乗つた藤孝の立場から考えれば、その意識は高いものであったと考えることができる。その「細川」から「長岡」という地名を起源とする苗字への改称は、藤孝の室町幕府的秩序からの離脱と織田政権への帰属の意思の表明を示しているように思われてならない。そのことは、義昭の京都から退去が時期的に符合することから考えても首肯しうると考えられる。したがって、藤孝の「改称」とは、織田政権従属の明確化を藤孝自身が表明する意味を込めた改称であつたと考えることができる。

おわりに

以上、ここまでの考察をまとめたい。足利義昭の下で活動していた細川藤孝は、大名への上洛交渉を通じて信長との関係を深めている。その接触は永禄十一年（一五六八）以前からすでにみられ、文書でのやり取りのみならず、直接顔を合わせていた。それにより、上洛後も義昭と信長の仲介をしていたことがわかる。

また、義輝期と義昭期で藤孝の活動にも変化が生じており、義輝期には文書の発給はごく少数に留まっていたものの、義昭以降になると発給の頻度が増加し、範囲が拡大している。その範囲は北関東から九州にまで及んでいる。その中でも尾張国へ赴いているなど、信長とのつながりは深かったものと考えられる。

永禄十一年以降になると、義昭・信長の間にあって仲介役を担っている。信長からは義昭への披露や、京の情勢の連絡を求められている。そこから元亀年間（一五七〇～一五七三）を通して次第に変化が生じ、藤孝宛信長文書から義昭への披露を求める文言が無くなり、代わりに藤孝が能動的に信長へ情報を供与していたとみられる文言が散見されるようになる。信長の下での活動が増加した背景には、義昭・信長の関係の悪化が理由に挙げられる。ここから、当該期の藤孝の活動は、元亀年間前半は義昭・信長への両属状態を維持し、義昭家臣としての活動が減少するに伴い、信長の下での活動が増加したことがわかる。

その様子は、所領支配の視点からもうかがうことが出来る。永禄十二年以来、藤孝は山城国乙訓郡勝龍寺城を拠点に活動している。元亀年間では、【史料八】【史料九】で触れたように、藤孝の権限は決して強くなかった。しかし、【史料十】で山城国桂川以西の支配を開始して以降は、藤孝から在地領主に対して安堵状が複数発給されている。さらに、寺社を除く在地領主への安堵状の書止文言が「恐々謹言」から「如件」へと変化している。このように書状形式から判物形式へと変化したことで、在地領主との主従関係を形成したといえる。

「細川」から「長岡」への改称は、元亀四年一月七日ないし二月十一日から、同年である天正元年八月二日の間に

行われたとみられる。そして、改称は信長ではなく、藤孝の意思によるものと考えられる。「長岡」を使用した理由は、桂川以西の「長岡」から採ったもので、自身を当地の支配者として在地領主に認識させる意思があったためと考えられる。また、所領支配以外にも改称の理由が指摘出来る。それは当時の政治情勢が大きく影響しており、義昭が元亀四年七月十八日に京を離れ、河内国若江に移った影響もあろう。藤孝は改称以後一貫して「長岡」を使用し、「細川」には戻していないが、それは義昭の下を離れ、織田家臣となったことで、室町幕府の秩序からの脱却と織田政権への帰属を表明するためであったといえるだろう。藤孝が織田家臣となったことにより、藤孝宛信長発給文書にも変化が生じている。永禄→天正年間前半までは書状形式かつ書止文言が「恐々謹言」であった。しかし、天正六年以降になると「候也」に変化しており、主従関係がより明確になったといえる。

以上、雑駁な考察となつてしまつた感が否めない。全体的に不十分な箇所が多く、藤孝の問題に限定しても、例えば、花押の変化に言及することが出来ておらず、また苗字も同様に、嫡男忠興が「細川」に戻している等検討すべき課題が多い。今後は、より一層の藤孝をめぐる事実の究明や、家臣団を含めた細川（長岡）氏の近世大名化の問題を明らかにすることを課題としていきたい。

註

- (1) 渡辺世祐「足利義昭と織田信長との関係に就いての研究」（『史学雑誌』二二一一、一九二一年）、藤木久志「織田信長の政治的地位」（『戦国大名の権力構造』、吉川弘文館、一九八七年）、脇田修「織田政権と室町幕府」（『日本史論集』、清文堂、一九七五年）。
- (2) 久野雅司「足利義昭政権と織田政権——京都支配の検討を中心として——」（『歴史評論』六四〇号、二〇〇三年）。
- (3) 山田康弘「戦国期室町幕府と將軍」（吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (4) 前掲久野雅司論文。山田康弘「戦国期室町幕府奉行人奉書と信長朱印状」（『古文書研究』六五号、二〇〇八年）。

- 木下昌規『戦国期足利將軍家の権力構造』(岩田書院、二〇一四年)。
- (5) 三鬼清一郎「織田政権の権力構造」『織田政権の研究』吉川弘文館、一九八五年)、久野論文前掲(2)、(3)。山田論文前掲(3)。川元奈々「將軍足利義昭期における幕府構造の研究——奉公衆を中心として——」『織豊期研究』一二号、二〇一〇年)、木下昌規「織田権力の京都支配」『織田権力の領域支配』岩田書院、二〇一一年)。
- (6) 染谷光廣「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」『国史学』一一〇・一一一号、一九八〇年)、金子拓「室町幕府最末期の奉公衆三淵藤英」『東京大学史料編纂所研究紀要』第二二号、二〇〇二年)。
- (7) 和歌や古今伝授に関しては、膨大な研究実績がある。主なものを挙げると、土田将雄『細川幽斎の研究』正・続(笠間書院、一九七六年・一九九四年)、林達也「細川幽斎年譜稿(一)」「(三)」『青山学院女子短期大学紀要』二八(三〇)輯、一九七四(一九七六年)が挙げられる。
- (8) 仁木宏「細川藤孝と革嶋秀存——室町幕府倒壊期の山城西岡——」『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年)、尾下成敏「織田・豊臣政権下の地域支配——「一職支配」論の現在——」(中世後期研究会編『室町・戦国期を読みなおす』、思文閣出版、二〇〇七年)、木下昌規「織田権力の京都支配」『織田権力の領域支配』、岩田書院、二〇一一年)、森正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍』(吉川弘文館、二〇一三年)、鈴木将典「織田・豊臣大名細川氏の丹後支配」『織豊期研究』二〇一四年)。
- (9) 桑田忠親「細川幽斎」(日本書院、一九四八年)、細川護貞「細川幽斎」(求龍堂、一九七二年)、橋本政宣「寛永諸家系図伝と細川系図」(『日本歴史』第五〇一号、一九九〇年)、仁木宏前掲論文(8)、森正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍』(吉川弘文館、二〇一三年)。
- (10) 木下聡「室町幕府の対領主交渉における伊勢氏の位置付けについて」(室町期研究会報告レジュメ、二〇一二年)。
- (11) 永祿九年(一五六六)四月十八日付「和田家文書」(『新訂織田信長文書の研究(上巻)』六〇号文書。以下『信長文書』とする)。

- (12) 永祿九年（一五六六）六月十一日付「和田家文書」五〇三号（『愛知県史資料編十一』）。
- (13) 前掲久野雅司論文②。前掲山田康弘論文③。
- (14) 永祿十一年（一五六八）十月九日付「阿弥陀寺文書」（『信長文書（補遺）七十五号』）。
- (15) 元龜元年（一五七〇）六月廿八日付「津田文書」（『信長文書（上卷）二四一号』）。
- (16) 前掲山田康弘論文③。
- (17) 永祿十二年（一五六九）正月十四日付「仁和寺文書」（『信長文書（上卷）一四二号』）。
- (18) 永祿十三年（一五七〇）正月二十三日付「成實堂文庫所藏文書」（『信長文書（上卷）二〇九号』）。
- (19) 元龜四年（一五七三）二月二十六日付「細川家文書」（『細川家文書中世編』十二号）。
- (20) 「兼見卿記」元龜四年二月二十二日条。（『史料纂集』続群書類従完成会、一九七一年。以下「兼見卿記」とする。）
- (21) 元龜四年二月二十三日付「細川家文書」（『細川家文書中世編』十三号）。
- (22) 元龜四年二月二十九日付「細川家文書」（『細川家文書中世編』十四号）。
- (23) 元龜四年二月十一日付「革嶋家文書」（『京都府総合資料館紀要』十号）。
- (24) 「兼見卿記」元龜四年（一五七三）四月七日条。
- (25) 「言継卿記」永祿十二年（一五六九）正月九日条（『史料纂集』続群書類従、一九六六年、以下「言継卿記」とする。）
- (26) 元龜二年（一五七二）十月十四日付「米田文書」七号（『熊本県史料中世編第二』）。
- (27) 元龜三年（一五七二）七月三日付「米田文書」八号（『熊本県史料中世編第二』）。
- (28) 元龜三年（一五七二）十月十七日付「久我家文書」（『久我家文書第二卷』）。
- (29) 「兼見卿記」元龜四年四月三日条。
- (30) 元龜四年五月八日付「上杉文書」（『大日本史料第一〇編一五』五八頁）。
- (31) 元龜四年七月十日付「細川家文書」（『細川家文書中世編』十七号）。

- (32) 「言繼卿記」 永祿十一年（二五六八）九月二十七・二十八日条、同十二年（二五六九）正月九日条。
(33) 「信長公記」 元龜四年七月十六日条。（『新訂信長公記』新人物往来社、一九九七年）。
(34) 「兼見卿記」 元龜四年七月十八日条。

【表 1】細川藤孝発給文書目録

NO	和暦	西暦	月	日	審判	宛所	書止文言	形式	出典
1	天文 18 ㊦	1549	2	9	兵部大輔藤孝(花押)	鎌上 三位入道殿	恐惶謹言	副状	「伊東文書」(『宮崎県史料編中世 2』344 頁)
2	永禄 7	1564	2	9	細川兵部大輔(花押)	相良修理大夫殿	恐々謹言	副状	「相良家文書之一」511 号(『大日本古文書家わけ五之二』)
3	永禄 7	1564	11	20	細川兵部大輔(花押)	梅江斎	恐々謹言	副状	「秋田藩採集文書 71 号」(『茨城県史料中世 V』)
4	永禄 8	1565	3	5	兵部大輔藤孝(花押)	修理大夫殿	恐々謹言	副状	「相良家文書之一」515 号(『大日本古文書家わけ五之二』)
5	永禄 8	1565	8	6	和田伊賀守 杉原與七郎 細川兵部大輔 一色藤長	直江実綱 川田九郎左衛門 神奈隼人	恐々謹言	連署 奉書	『歴代古案第一』131 号
6	永禄 8	1565	9	3	藤孝	當所ミエス	恐々謹言	奉書	『古今消息集』(東京大学史料編纂所蔵)
7	永禄 8	1565	10	11	飯川 細川 一色	東寺	仍状如件	連署 禁制	『東寺百合文書せ函』85 号
8	永禄 8	1565	10	11	飯川 細川 一色	大徳寺同塔頭并門前	仍状如件	連署 禁制	『大徳寺文書一』297 号
9	永禄 8	1565	10	28	兵部大輔藤孝(花押)	島津陸奥守殿 同修理大夫殿	恐惶謹言	副状	「島津家文書」89 号(『大日本古文書家わけ第十六ノ一』)
10	永禄 8 ㊦	1565	11	20	細川兵部大輔(花押)	由良刑部大輔殿	恐々謹言	副状	『榊原家所蔵文書』(東京大学史料編纂所蔵)
11	永禄 10 ㊦	1567	2	22	藤孝	伊勢兵庫頭殿	恐々謹言	副状	『保坂源治氏所蔵文書』『神奈川県史古代・中世二』
12	永禄 11	1568	1	27	細川兵部大輔	志水新口(清久)	恐々謹言	副状	「志水清矩家文書」11 号(『長岡京市史資料編 2』)
13	永禄 11	1568	3	6	藤孝 信堅 藤長	彈正少弼殿	恐惶謹言	連署 奉書	「伊佐早文書」(『神奈川県史資料編三』7588 号)
14	永禄 11	1568	3	6	藤孝 信堅 藤長	未詳	以上	連署 奉書	「吉川謹蔵氏所蔵文書」(『神奈川県史資料編三』7589 号)
15	永禄 11	1568	6	16	兵部大輔藤孝	修理大夫殿	恐惶謹言	副状	「日記雜録」103 頁(『鹿兒島県史料』)
16	永禄 11	1568	10	22	兵部大輔藤孝	嶋津修理大夫殿	恐惶謹言	副状	「島津家文書」91 号(『大日本古文書家わけ第十六ノ一』)
17	永禄 11	1568	11	20	細川兵部大輔藤孝	由良刑部大輔殿	恐々謹言	副状	『榊原家所蔵文書』(東京大学史料編纂所蔵)
18	永禄 11	1568	未詳	18	細川兵部大輔藤孝	西養坊	恐々謹言	副状	『信長文書の研究上巻』(参考) 182 頁
19	永禄 12	1569	2	15	細川兵部大輔 中沢下守元綱	忍頂寺住僧御中	恐々謹言	連署 奉書	『信長文書の研究上巻』(参考) 252 頁
20	永禄 12	1569	10	9	細川藤孝 明院良政 木下秀吉	芝薬師阿弥陀寺	恐々謹言	連署 奉書	『信長文書(補遺) 75 号』
21	元亀元	1570	10	22	細兵藤孝(花押)	三和曾兵	恐々謹言	書状	「細川家文書」7 号(『細川家文書中世編』)
22	元亀 3 ㊦	1572 ㊦	4	19	細川藤孝 明智光秀 三淵藤英 上野秀政	曾我兵庫頭 飯川肥後守	恐々謹言	連署 奉書	『信長文書(補遺) 83 号』
23	元亀 3	1573	12	6	細川兵部大輔藤孝(花押)	三条殿参人々御中	如件	判物	『古今伝授事』(『大日本史料第十編十冊』)
24	元亀 3	1573	12	未詳	細川兵部大輔(花押)	寶壽院玉床下	恐々謹言	安堵状	『繪考輯録卷一』
25	元亀 4	1573	1	7	細兵藤孝	友閑玉吟下	恐々謹言	書状	「革嶋家文書」11 号(『京都府総合資料館紀要』)
26	元亀 4	1573	2	11	藤孝	革嶋市介殿	恐々謹言	書状	「革嶋家文書」10 号(『京都府総合資料館紀要』)
27	元亀 4	1573	5	8	藤孝(花押)	彈正少弼入道殿	候	書状	「上杉文書」(『大日本史料第十編ノ十五』58 頁)
28	天正 1	1573	8	2	長岡兵部大輔藤孝(花押)	東寺年預御坊	恐々謹言	安堵状	『信長文書(補遺) 86 号』
29	天正 1	1573	8	2	長岡藤孝(花押)	志水雅楽助殿	仍状如件	判物	「志水清矩家文書」12 号(『長岡京市史資料編二』)
30	天正 1	1573	9	14	長岡兵部大輔藤孝(花押)	革嶋市介殿	仍如件	判物	「革嶋家文書」8 号(『京都府総合資料館紀要』)
31	天正 1	1573	9	14	長岡兵部大輔藤孝(花押)	松尾杜家	仍状如件	判物	「東文書」(『大日本史料第十編ノ十七』42 頁)
32	天正 1	1573	9	29	長岡藤孝(花押)	松室左衛門佐殿	仍状如件	判物	「松尾月詠社文書」(『大日本史料第十編ノ十七』42 頁)
33	天正 1	1573	9	29	長岡藤孝(花押)	外畑名主百姓中	如件	判物	『信長文書(上巻)』(参考) 646 頁
34	天正 1	1573	10	16	長岡兵部大輔藤孝(花押)	清和院玉床下	恐々謹言	安堵状	「清和院文書」(『大日本史料第十編ノ十七』43 頁)
35	天正 2	1574	5	27	長岡兵部大輔藤孝(花押)	光明寺納所	恐々謹言	安堵状	『光明寺文書』(『長岡京市史資料編二』)
36	天正 2	1574	9	29	藤孝(花押)	未詳	恐々謹言	書状	「細川家文書」25 号(『細川家文書中世編』)
37	天正 8	1580	8	17	日向守(花押) 与一(花押) 兵部大輔(花押)	丹後国江尻村	仍下知如件	連署 禁制	「成相寺文書」(『宮津市史料編一』)
38	天正 8	1580	9	25	長岡兵部大輔藤孝 同与一部忠興	天橋山智恩寺役者御中	恐惶謹言	連署 書状	「智恩寺文書」(『宮津市史』史料編一)

39	天正 8	1581	9	未詳	与一部(花押) 兵部大輔(花押)	成相寺境内	仍如件	判物	「成相寺文書」別掲 44号(『宮津市史資料編一』)
40	天正 9	1581	8	11	藤孝	金剛心院	以上	所領 目錄	「金剛心院文書」別掲 7号(『宮津市史資料編一』)
41	天正 9	1581	11	2	長岡与一部忠興 長岡兵部大輔藤孝	多称寺	恐々謹言	連署 書状	「多称寺文書」(『宮津市史資料編一』1141号)
42	天正 9	1581	11	3	長岡与一部忠興 長岡兵部大輔藤孝	観音寺役者中	恐々謹言	連署 書状	「観音寺文書」(『宮津市史資料編一』1142号)
43	未詳	未詳	3	9	藤孝(花押)	革嶋市介殿	恐々謹言	書状	「革嶋家文書一」9号(『京都府総合資料館紀要』)
44	未詳	未詳	4	2	明智光秀 細川藤孝	天龍寺御役者中	恐々謹言	連署 奉書	「天龍寺文書」(『信長文書補遺』85頁)
45	未詳	未詳	6	20	藤長 藤孝	粉河寺惣分沙汰所	恐々謹言	連署 奉書	「粉河寺文書」17号(『和歌山県史中世編二』)
46	未詳	未詳	10	12	細川藤孝 明院良政	名主百姓中	恐惶謹言	連署 奉書	「信長文書(補遺)」60号
47	未詳	未詳	10	13	兵部大輔藤孝(花押)	謹上 左京大夫殿	恐惶謹言	書状	「伊東文書」(『宮崎県史史料編中世 2』)345頁)
48	未詳	未詳	11	28	忠興 藤孝	黒部名主百姓中	如件	判物	「石清水文書」165号(『宮津市史資料編一』)
49	未詳	未詳	12	28	長岡兵部大輔	西芳寺	恐惶謹言	書状	「尊經閣文庫文書」(『長岡京市史中世編一』133頁)

【表 2】細川藤孝宛織田信長発給文書目録

NO	和暦	西暦	月	日	署判	宛所	書止文言	形式	出典
1	永祿 8	1565	12	5	信長(花押)	細川兵部大輔殿	恐々敬白	書状	『信長文書(上巻)』60号
2	元龜 1	1570	6	28	織田源正忠信長	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『信長文書(上巻)』241号
3	元龜 2	1571	6	4	信長(花押)	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『信長文書(上巻)』279号
4	元龜 2	1571	6	12	信長(花押)	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『信長文書(上巻)』280号
5	元龜 2	1571	8	14	信長(花押)	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『信長文書(補遺)』29号
6	元龜 2	1571	10	14	信長(朱印)	細川兵部大輔殿	仍如件	判物	「米田文書」7号(『熊本県史料中世編第二』)
7	元龜 3	1572	7	3	信長(朱印)	細川兵部大輔殿	状如件	判物	「米田文書」8号(『熊本県史料中世編第二』)
8	元龜 4	1573	2	23	信長(黒印)	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』13号
9	元龜 4	1573	2	26	信長(朱印)	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』14号
10	元龜 4	1573	2	29	信長(花押)	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』15号
11	元龜 4	1573	3	7	信長(黒印)	細川兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』16号
12	元龜 4	1573	7	10	信長(朱印)	細川兵部大輔	如件	判物	『細川家文書中世編』17号
13	天正 1	1573	11	16	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』18号
14	天正 2	1574	6	10	信長	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『信長文書(上巻)』376号
15	天正 2	1574	8	3	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』20号
16	天正 2	1574	8	5	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』21号
17	天正 2	1574	8	17	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』22号
18	天正 2	1574	9	22	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』23号
19	天正 2	1574	9	24	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』24号
20	天正 2	1574	11	11	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『信長文書(上巻)』483号
21	天正 3	1575	3	22	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿	如件	判物	『細川家文書中世編』26号
22	天正 3	1575	5	15	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』27号
23	天正 3	1575	5	20	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』28号
24	天正 3	1575	5	21	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』29号
25	天正 3	1575	5	26	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』30号
26	天正 3	1575	10	4	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『信長文書(下巻)』558号
27	天正 3	1575	10	8	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』32号
28	天正 3	1575	10	9	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	恐々謹言	書状	『細川家文書中世編』33号
29	天正 4	1576	4	3	信長(朱印)	惟任日向守との 長岡兵部大輔との	候也	書状	『細川家文書中世編』34号
30	天正 4	1576	6	28	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』35号
31	天正 4	1576	7	29	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』36号
32	天正 4	1576	8	22	信長(黒印)	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』37号
33	天正 4	1576	9	10	信長(朱印)	長岡兵部大輔殿 稲葉伊予守殿 羽柴筑前守殿	恐々謹言	書状	『信長文書(下巻)』659号

34	天正 5	1577	2	10	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』38号
35	天正 5	1577	2	11	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』39号
36	天正 5	1577	2	23	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』40号
37	天正 5	1577	3	15	信長（黒印）	長岡兵部大輔との 惟住五郎左衛門との 瀬川左近との 惟任日向守との	可申候也	書状	『細川家文書中世編』42号
38	天正 5	1577	6	5	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』43号
39	天正 5	1577	10	3	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』47号
40	天正 6	1578	3	4	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』48号
41	天正 6	1578	10	25	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』49号
42	天正 6	1578	11	20	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』50号
43	天正 6	1578	11	30	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『信長文書（下巻）』757号
44	天正 6	1578	12	12	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿 長岡与一郎殿	候也	書状	『細川家文書』26号（『長岡京市史資料編 2』）
45	天正 6	1578	12	16	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿 長岡与一郎殿	候也	書状	『細川家文書中世編』51号
46	天正 7	1579	1	12	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』52号
47	天正 8	1580	4	4	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿 中川瀧兵衛尉殿	候也	書状	『信長文書（下巻）』867号
48	天正 8	1580	8	13	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』54号
49	天正 8	1580	8	21	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』55号
50	天正 8	1580	8	22	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿 惟任日向守殿	候也	書状	『細川家文書中世編』56号
51	天正 9	1581	3	5	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』57号
52	天正 9	1581	7	28	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』59号
53	天正 9	1581	8	23	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』60号
54	天正 9	1581	9	4	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』61号
55	天正 9	1581	9	4	信長（朱印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』62号
56	天正 9	1581	9	10	信長（朱印）	長岡兵部大輔 惟任日向守殿	候也	書状	『細川家文書中世編』64号
57	天正 9	1581	9	16	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	寄一也	書状	『細川家文書中世編』66号
58	天正 9	1581	9	24	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	也	書状	『信長文書（下巻）』952号
59	天正 10	1582	4	15	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』68号
60	天正 10	1582	4	24	信長（朱印）	一色五郎との 長岡兵部大輔との	謹言	書状	『細川家文書中世編』69号
61	未詳	未詳	5	3	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	謹言	書状	『細川家文書中世編』71号
62	未詳	未詳	5	4	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』72号
63	未詳	未詳	5	4	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』73号
64	未詳	未詳	7	6	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』74号
65	未詳	未詳	9	9	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』75号
66	未詳	未詳	11	20	信長（黒印）	長岡兵部大輔殿	候也	書状	『細川家文書中世編』76号